

第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1

第二期長野市子ども・子育て支援事業計画とは

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく法定の計画
- 計画期間：**令和2年度～令和6年度の5年間**
- 基本理念：すべての子育てが喜びとなり すべての子どもが健やかに成長するために
- 基本理念に基づき、4つの基本目標の下、27の個別施策、**94の個別事業**を掲げ、計画の進捗管理をするために、3つの成果指標との**80の活動指標**を設定

「量の見込み」と「確保方策」

- 計画に掲げる事業のうち、幼児期の教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業については、「量の見込み」と、それに対応する「確保方策（確保の内容と実施時期）」を設定

「量の見込み」= 利用に関する需要量

「確保方策」= 定員等の供給量と整備の時期

令和4年度、内閣府の指針に基づき、中間見直しを実施

- 保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として、事業ごとに「教育・保育提供区域」を設定し、「量の見込み」と「確保方策」は提供区域ごとに設定

令和7年度を始期とする第三期計画の策定が必要

ニーズ調査について

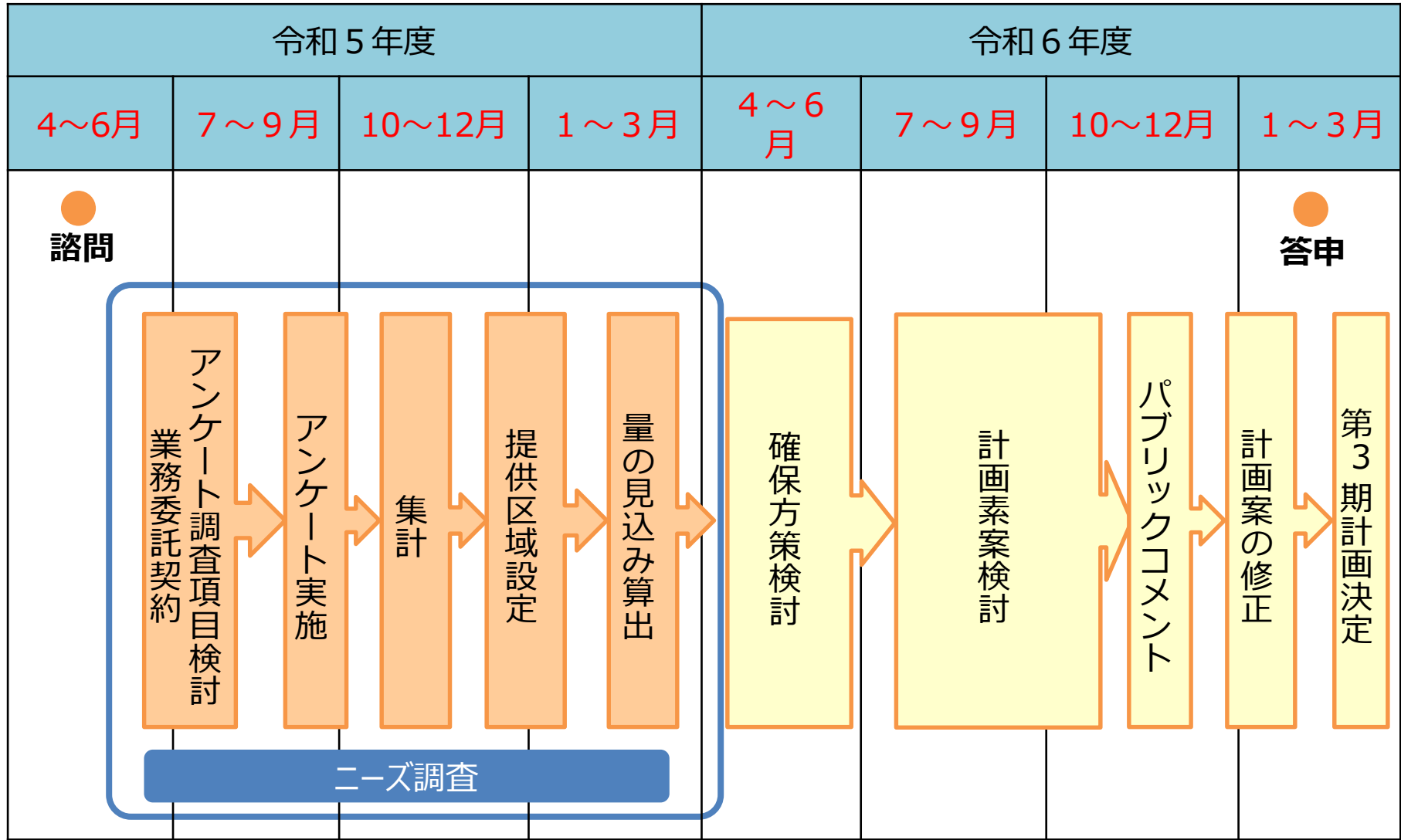
- 子ども・子育て支援法や内閣府の指針に基づき実施する、児童の保護者に対する調査
- **現在の利用状況及び今後の利用希望や保護者の就労状況などを把握**
- 現計画策定に当たっては平成30年度に実施



第三期計画策定の基礎資料とするため、令和5年度に実施が必要

概要	
調査対象	未就学児の保護者 4,000人（前回と同様）
	小学校1～3年生の保護者 2,000人（前回と同様）
抽出方法	住民基本台帳から抽出（前回平成30年9月1日現在で抽出）
調査方法	アンケート調査方式（前回質問票郵送による）
質問項目	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家族の状況について ・保護者の就労状況について ・平日の定期的な教育・保育事業の利用について ・地域の子育て支援事業の利用について ・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について ・子どもの病気の際の対応について ・放課後の過ごし方について など
回収率	60%（見込み）（前回58.3%）

第3期計画策定に向けたスケジュール(案)



○ 計画の策定については長野市社会福祉審議会へ諮問し、長野市版子ども・子育て会議である同審議会児童福祉専門分科会に付託。児童福祉専門分科会では調査審議を行うとともに、ニーズ調査結果や計画素案等については、議会（政策説明会・福祉環境委員会）へ適時、報告・説明する。

